

**住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る  
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）  
【概要】**

**一 評価書（案）の作成、公表の趣旨**

- 大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報ファイルを保有するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条の規定に基づき、特定個人情報ファイルの取扱手順やリスク対策について評価し、その結果を特定個人情報保護評価書（全項目評価書）としてとりまとめ、公表している。
- 令和元年の住民基本台帳法等の改正により、住民基本台帳ネットワークシステムに新たに附票連携システムが構築される予定（改正法は令和5年5月31日以内の政令で定める日から施行）。
- 番号法又は番号法条例で定める事務において、新たに構築される附表連携システムを介して個人番号を利用・提供する場合があります、特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当するため、この度、特定個人情報保護評価を再実施する。

**二 評価書（案）の名称**

住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書  
（全項目評価書）（案）

**三 評価書（案）の概要**

**1 基本情報**

**（1）事務の名称**

住民基本台帳ネットワークに関する事務

**（2）事務の内容**

**①本人確認情報の管理及び提供等に関する事務**

住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、区域内の全ての住民の本人確認情報<sup>※</sup>を保有、更新、管理、提供、移転する。

※4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報

## ②附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

附票連携システムにおいて 区域内に本籍を有する者の附票本人確認情報<sup>※</sup>を保有、更新、管理、提供、移転する。

※4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報。

※附票本人確認情報に個人番号は含まれないが、番号法で認められた場合は個人番号を提供等することがある。

## 2 特定個人情報ファイルの概要

### (1) 基本情報

#### ①大阪府知事保存本人確認情報ファイル

管理する個人の総数	1, 000万人以上
管理する個人の範囲	大阪府内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき、住民基本台帳に記録された者
管理する項目	個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報
保有開始時期	平成27年6月

#### ②大阪府知事保存附票本人確認情報ファイル

管理する個人の総数	1, 000万人以上
管理する個人の範囲	大阪府内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第16条（戸籍の附票の作成）に基づき戸籍の附票に記録された者（消除者含む）。
管理する項目	個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他戸籍の附票関係情報（住民票コード及び上記項目の変更情報。戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない。）
保有開始時期	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布（令和元年5月31日）から5年以内の政令で定める日

### 3 特定個人情報に係るファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

#### (1) 特定個人情報の入手

##### ①大阪府知事保存本人確認情報ファイル

情報の入手については、市町村職員がシステム用の端末から入力した情報をシステムを通じて大阪府サーバで受信する方法に限定している。

##### ②大阪府知事保存附票本人確認情報ファイル

情報の入手については、市町村職員がシステム用の端末から入力した情報をシステムを通じて大阪府サーバで受信する方法に限定している。

ただし、入手には該当しないが、番号法又は番号法条例で定める事務において、附表連携システムを介して個人番号を抽出する場合がある。

#### (2) 特定個人情報の使用

情報の使用については、操作権限のない府職員等が大阪府サーバ又は附票大阪府サーバに保管されている情報を不正に使用することがないように、操作記録を随時確認するとともに、サーバに接続可能なシステム用端末に生体認証を導入している。

#### (3) 特定個人情報の提供・移転

情報の提供・移転については、大阪府サーバ又は附票大阪府サーバがシステムを通じて行っており、その記録をシステム上で管理・保存している。

#### (4) 特定個人情報の保管・消去

情報の保管については、物理的対策として、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。技術的対策として、ファイアーウォールの導入、専用回線の利用、データの暗号化、サーバ間の相互認証、定期的なウィルスパターンファイルの更新等の対策を講じている。

住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した情報について、システムにて自動判別のうえ、復元できないように消去を行っている。

附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存された後に、システムにて自動判別し消去される。

### 4 その他のリスク対策

#### (1) 自己点検・監査

年1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検を行っている。情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの

遵守状況について、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に監査を行っている。

## **(2) 従業者に対する教育・啓発**

システムの操作者に対して、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修後の確認テストに合格した者のみ操作権限を付与している。

## **5 開示請求、問合せ**

府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター）  
大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066

総務部市町村局行政課行政グループ  
大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-9109

## **6 評価実施手続**

基礎項目評価におけるしきい値判断の結果、全項目評価の実施が義務付けられている。